令和７年６月１日現在における障害者の雇用状況　（詳細表）

＜目次＞

１　民間企業における雇用状況（法定雇用率 2.5%）

(1)　概況・・・

詳細表

1　民間企業における雇用状況（法定雇用率2.5%）

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数 企業	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数（注1） 人	③ 障害者の数 A.重度身体障害者及び重度知的障害者（注3） 人	B.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者（注3） 人	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者（注3） 人	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者（注3） 人	E.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者（注3） 人	F.　計 A×2＋B＋C＋(D+E)×0.5（注2） 人	G. うち新規雇用分（注4） 人	④ 実雇用率 F÷②×100 %	⑤ 法定雇用率達成企業の数 企業	⑥ 法定雇用率達成企業の割合 %
徳島県	593 (561)	93,320.5 (88,618.0)	371 (361)	148 (160)	1,252 (1,158)	140 (169)	47 (34)	2,235.5 (2,141.5)	194.0 (202.0)	2.40 (2.42)	337 (323)	56.8 (57.6)
全国	120,467 (117,239)	29,210,526.0 (28,162,399.0)	131,865 (130,135)	56,620 (54,411)	355,741 (336,004)	38,811 (39,558)	18,227 (13,995)	704,610.0 (677,461.5)	75,079.5 (71,875.5)	2.41 (2.41)	55,434 (53,875)	46.0 (46.0)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数（注1） 人	②身体障害者の数 a.重度身体障害者（注4） 人	b.　重度身体障害者である短時間労働者（注4） 人	c. 重度以外の身体障害者（注4） 人	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者（注4） 人	e. 重度身体障害者である特定短時間労働者（注4） 人	f.　計 a×2＋b＋c＋(d＋e)×0.5（注2）(注3) 人	g. うち新規雇用分（注5） 人	③知的障害者の数 a.重度知的障害者（注4） 人	b.　重度知的障害者である短時間労働者（注4） 人	c. 重度以外の知的障害者（注4） 人	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者（注4） 人	e.　重度知的障害者である特定短時間労働者（注4） 人	f.　計 a×2＋b＋c＋(d＋e)×0.5（注2）(注3) 人	g. うち新規雇用分（注5） 人	④精神障害者の数 c.精神障害者（注4） 人	d. 精神障害者である短時間労働者（注4） 人	e.　精神障害者である特定短時間労働者（注4） 人	f.　計 c＋d＋e×0.5（注3） 人	g. うち新規雇用分（注5） 人
徳島県	2,235.5 (2,141.5)	326 (319)	51 (47)	439 (415)	42 (46)	21 (10)	1,173.5 (1,128.0)	68.5 (95.5)	45 (42)	3 (11)	501 (464)	98 (123)	4 (4)	645.0 (622.5)	53.5 (50.5)	312 (279)	94 (102)	22 (20)	417.0 (391.0)	72.0 (56.0)
全国	704,610.0 (677,461.5)	108,818 (107,220)	13,332 (13,040)	131,727 (130,667)	16,201 (16,593)	6,238 (5,011)	373,914.5 (368,949.0)	27,025.0 (26,889.0)	23,047 (22,915)	4,425 (4,469)	99,821 (95,510)	22,610 (22,965)	1,017 (1,008)	162,153.5 (157,795.5)	14,754.0 (14,456.0)	124,193 (109,827)	38,863 (36,902)	10,972 (7,976)	168,542.0 (150,717.0)	33,300.5 (30,530.5)

〔1(1)①表の注〕

注1　②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

2　法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については、1人を1カウントとしている。

3　A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。

4　G欄の「うち新規雇用分」は、令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

5　（ ）内は令和6年6月1日現在の数値である。

〔1(1)②表の注〕

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④f欄の計である。

2 ②③a欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、②③④f欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

3 法令上、②③d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに②③④e欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。　ただし、②③b欄及び④d欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントとしている。

4 ②③のac欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、②③のbd欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、②③④のe欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。

5 ②③④g欄の「うち新規雇用分」は、令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

6 （ ）内は令和6年6月1日現在の数値である。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数 A.重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(注3)	E.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者(注3)	F. 計 A×2+B+C+(D+E)×0.5(注2)	G. うち新規雇用分(注4)	④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
	企業	人	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
規模計	593 (561)	93,320.5 (88,618.0)	371 (361)	148 (160)	1,252 (1,158)	140 (169)	47 (34)	2,235.5 (2,141.5)	194.0 (202.0)	2.40 (2.42)	337 (323)	56.8 (57.6)
40.0～100人未満	351 (320)	21,540.0 (19,375.5)	76 (66)	57 (58)	226 (217)	55 (65)	6 (5)	465.5 (442.0)	48.5 (41.0)	2.16 (2.28)	197 (178)	56.1 (55.6)
100～300人未満	189 (187)	28,265.5 (26,799.0)	127 (126)	46 (46)	399 (373)	33 (38)	22 (13)	726.5 (696.5)	57.0 (95.0)	2.57 (2.60)	120 (121)	63.5 (64.7)
300～500人未満	28 (30)	9,854.5 (10,400.0)	38 (40)	10 (13)	153 (149)	22 (25)	6 (4)	253.0 (256.5)	15.5 (32.0)	2.57 (2.47)	13 (15)	46.4 (50.0)
500～1000人未満	14 (14)	7,734.0 (7,710.5)	32 (32)	7 (13)	93 (90)	7 (10)	2 (5)	168.5 (174.5)	12.5 (10.5)	2.18 (2.26)	4 (5)	28.6 (35.7)
1,000人以上	11 (10)	25,926.5 (24,333.0)	98 (97)	28 (30)	381 (329)	23 (31)	11 (7)	622.0 (572.0)	60.5 (23.5)	2.40 (2.35)	3 (4)	27.3 (40.0)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数(注1)	②身体障害者の数 a.重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5(注2)(注3)	f. うち新規雇用分(注5)	③知的障害者の数 a.重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5(注2)(注3)	f. うち新規雇用分(注5)	④精神障害者の数 c.精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間労働者(注4)	e. 精神障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 c+d+e×0.5(注3)	g. うち新規雇用分(注5)
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
規模計	2,235.5 (2,141.5)	326 (319)	51 (47)	439 (415)	42 (46)	21 (10)	1,173.5 (1,128.0)	68.5 (95.5)	45 (42)	3 (11)	501 (464)	98 (123)	4 (4)	645.0 (622.5)	53.5 (50.5)	312 (279)	94 (102)	22 (20)	417.0 (391.0)	72.0 (56.0)
40.0～100人未満	465.5 (442.0)	68 (59)	14 (9)	87 (83)	15 (11)	3 (1)	246.0 (216.0)		8 (7)	0 (4)	85 (85)	40 (54)	2 (0)	122.0 (130.0)		54 (49)	43 (45)	1 (4)	97.5 (96.0)	
100～300人未満	726.5 (696.5)	113 (113)	21 (19)	140 (137)	14 (16)	10 (4)	399.0 (392.0)		14 (13)	2 (5)	170 (157)	19 (22)	1 (3)	210.0 (200.5)		89 (79)	23 (22)	11 (6)	117.5 (104.0)	
300～500人未満	253.0 (256.5)	28 (30)	2 (4)	46 (44)	5 (5)	2 (1)	107.5 (111.0)		10 (10)	1 (2)	57 (60)	17 (20)	1 (1)	87.0 (92.5)		50 (45)	7 (7)	3 (2)	58.5 (53.0)	
500～1000人未満	168.5 (174.5)	29 (29)	5 (7)	42 (39)	2 (3)	1 (1)	106.5 (106.0)		3 (3)	0 (0)	32 (28)	5 (7)	0 (0)	40.5 (37.5)		19 (23)	2 (6)	1 (4)	21.5 (31.0)	
1,000人以上	622.0 (572.0)	88 (88)	9 (8)	124 (112)	6 (11)	5 (3)	314.5 (303.0)		10 (9)	0 (0)	157 (134)	17 (20)	0 (0)	185.5 (162.0)		100 (83)	19 (22)	6 (4)	122.0 (107.0)	

注 1(1)②表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数 A.重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(注3)	E.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者(注3)	F. 計 A×2+B+C+(D+E)×0.5(注2)	G. うち新規雇用分(注4)	④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
	企業	人	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
産業計	593	93,320.5	371	148	1,252	140	47	2,235.5	194.0	2.40	337	56.8
	(561)	(88,618.0)	(361)	(160)	(1,158)	(169)	(34)	(2,141.5)	(202.0)	(2.42)	(323)	(57.6)
	企業	人	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
農、林、漁業	7	466.0	2	0	6	0	0	10.0	1.0	2.15	5	71.4
	(6)	(401.5)	(2)	(0)	(6)	(0)	(0)	(10.0)	(0.0)	(2.49)	(5)	(83.3)
鉱業,採石業,砂利採取業	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.00	0	0.0
	(0)	(0.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(0.00)	(0)	(0.0)
建設業	32	2,147.0	11	4	16	0	0	42.0	6.0	1.96	19	59.4
	(26)	(1,691.0)	(10)	(3)	(12)	(0)	(1)	(35.5)	(6.0)	(2.10)	(16)	(61.5)
製造業	113	26,493.0	119	13	454	12	6	714.0	58.5	2.70	81	71.7
	(116)	(26,260.5)	(114)	(11)	(433)	(13)	(2)	(679.5)	(37.5)	(2.59)	(77)	(66.4)
電気・ガス・熱供給・水道業	1	62.0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.00	0	0.0
	(1)	(63.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(0.00)	(0)	(0.0)
情報通信業	12	1,550.0	7	0	21	0	0	35.0	1.0	2.26	4	33.3
	(11)	(1,463.0)	(7)	(1)	(20)	(0)	(0)	(35.0)	(5.0)	(2.39)	(5)	(45.5)
運輸業,郵便業	33	3,084.0	17	3	29	4	0	68.0	3.0	2.20	17	51.5
	(27)	(2,536.0)	(13)	(4)	(28)	(2)	(1)	(59.5)	(2.5)	(2.35)	(17)	(63.0)
卸売業,小売業	96	9,640.0	22	16	91	9	7	159.0	18.5	1.65	40	41.7
	(93)	(9,535.0)	(24)	(22)	(74)	(10)	(3)	(150.5)	(15.5)	(1.58)	(38)	(40.9)
金融業,保険業	9	3,950.0	24	2	44	3	0	95.5	0.0	2.42	3	33.3
	(8)	(3,950.0)	(23)	(2)	(35)	(2)	(0)	(84.0)	(0.0)	(2.13)	(2)	(25.0)
不動産業,物品賃貸業	2	114.5	0	0	1	1	0	1.5	0.0	1.31	1	50.0
	(4)	(353.0)	(0)	(0)	(0)	(3)	(0)	(1.5)	(0.5)	(0.42)	(0)	(0.0)
学術研究,専門・技術サービス業	17	1,658.5	9	2	11	2	0	32.0	1.0	1.93	11	64.7
	(16)	(1,574.0)	(9)	(1)	(13)	(0)	(0)	(32.0)	(0.0)	(2.03)	(9)	(56.3)
宿泊業,飲食サービス業	9	981.5	2	4	11	2	2	21.0	1.5	2.14	4	44.4
	(7)	(763.0)	(2)	(1)	(10)	(1)	(0)	(15.5)	(0.5)	(2.03)	(5)	(71.4)
生活関連サービス業,娯楽業	8	1,113.0	4	2	11	0	0	21.0	6.0	1.89	4	50.0
	(9)	(1,326.5)	(4)	(2)	(12)	(3)	(0)	(23.5)	(2.0)	(1.77)	(3)	(33.3)
教育,学習支援業	12	1,405.0	5	0	14	1	0	24.5	2.5	1.74	4	33.3
	(10)	(1,217.5)	(6)	(0)	(11)	(2)	(0)	(24.0)	(1.5)	(1.97)	(4)	(40.0)
医療,福祉	185	29,023.5	111	83	376	90	26	739.0	57.5	2.55	112	60.5
	(172)	(26,300.0)	(107)	(96)	(362)	(114)	(21)	(739.5)	(94.5)	(2.81)	(115)	(66.9)
複合サービス事業	7	3,024.0	20	2	34	1	0	76.5	2.0	2.53	4	57.1
	(8)	(2,969.0)	(20)	(8)	(29)	(1)	(0)	(72.5)	(2.0)	(2.44)	(4)	(50.0)
サービス業	50	8,608.5	18	17	133	15	6	196.5	35.5	2.28	28	56.0
	(47)	(8,215.0)	(20)	(14)	(113)	(18)	(6)	(179.0)	(34.5)	(2.18)	(23)	(48.9)

注　1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数 a.重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2＋b＋c＋(d＋e)×0.5 (注2)(注3)	g. うち新規雇用分 (注5)	③知的障害者の数 a.重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2＋b＋c＋(d＋e)×0.5 (注2)(注3)	g. うち新規雇用分 (注5)	④精神障害者の数 c.精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間労働者(注4)	e. 精神障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 c＋d＋e×0.5 (注3)	g. うち新規雇用分 (注5)
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
産業計	2,235.5 (2,141.5)	326 (319)	51 (47)	439 (415)	42 (46)	21 (10)	1,173.5 (1,128.0)	68.5 (95.5)	45 (42)	3 (11)	501 (464)	98 (123)	4 (4)	645.0 (622.5)	53.5 (50.5)	312 (279)	94 (102)	22 (20)	417.0 (391.0)	72.0 (56.0)
農、林、漁業	10.0 (10.0)	2 (2)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	5.0 (5.0)		0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	5.0 (5.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
鉱業,採石業,砂利採取業	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
建設業	42.0 (35.5)	11 (10)	2 (1)	9 (5)	0 (0)	0 (0)	33.0 (26.0)		0 (0)	0 (0)	5 (4)	0 (0)	0 (0)	5.0 (4.0)		2 (3)	2 (2)	0 (1)	4.0 (5.5)	
製造業	714.0 (679.5)	104 (100)	4 (2)	138 (136)	4 (3)	3 (1)	353.5 (340.0)		15 (14)	1 (4)	211 (199)	8 (10)	2 (0)	247.0 (236.0)		105 (98)	8 (5)	1 (1)	113.5 (103.5)	
電気・ガス・熱供給・水道業	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
情報通信業	35.0 (35.0)	7 (7)	0 (0)	9 (10)	0 (0)	0 (0)	23.0 (24.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		12 (10)	0 (1)	0 (0)	12.0 (11.0)	
運輸業,郵便業	68.0 (59.5)	17 (13)	1 (1)	16 (17)	2 (0)	0 (0)	52.0 (44.0)		0 (0)	0 (1)	8 (6)	2 (2)	0 (1)	9.0 (8.5)		5 (5)	2 (2)	0 (0)	7.0 (7.0)	
卸売業,小売業	159.0 (150.5)	19 (22)	9 (10)	24 (23)	3 (3)	3 (1)	74.0 (79.0)		3 (2)	0 (0)	41 (38)	6 (7)	0 (0)	50.0 (45.5)		26 (13)	7 (12)	4 (2)	35.0 (26.0)	
金融業,保険業	95.5 (84.0)	24 (23)	2 (2)	22 (22)	3 (2)	0 (0)	73.5 (71.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		22 (13)	0 (0)	0 (0)	22.0 (13.0)	
不動産業,物品賃貸業	1.5 (1.5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0.5 (0.5)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0.0 (1.0)		1 (0)	0 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)	
学術研究,専門・技術サービス業	32.0 (32.0)	9 (9)	1 (1)	8 (9)	2 (0)	0 (0)	28.0 (28.0)		0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	2.0 (2.0)		1 (2)	1 (0)	0 (0)	2.0 (2.0)	
宿泊業,飲食サービス業	21.0 (15.5)	2 (2)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	6.0 (6.0)		0 (0)	0 (0)	7 (6)	2 (1)	0 (0)	8.0 (6.5)		2 (2)	4 (1)	2 (0)	7.0 (3.0)	
生活関連サービス業,娯楽業	21.0 (23.5)	2 (3)	0 (0)	5 (4)	0 (1)	0 (0)	9.0 (10.5)		2 (1)	0 (0)	5 (7)	0 (2)	0 (0)	9.0 (10.0)		1 (1)	2 (2)	0 (0)	3.0 (3.0)	
教育・学習支援業	24.5 (24.0)	5 (6)	0 (0)	5 (4)	1 (2)	0 (0)	15.5 (17.0)		0 (0)	0 (0)	4 (3)	0 (0)	0 (0)	4.0 (3.0)		5 (4)	0 (0)	0 (0)	5.0 (4.0)	
医療,福祉	739.0 (739.5)	93 (88)	26 (23)	136 (130)	20 (26)	10 (6)	363.0 (345.0)		18 (19)	2 (6)	153 (150)	70 (88)	2 (3)	227.0 (239.5)		87 (82)	55 (67)	14 (12)	149.0 (155.0)	
複合サービス事業	76.5 (72.5)	14 (14)	2 (3)	19 (13)	1 (1)	0 (0)	49.5 (44.5)		6 (6)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	0 (0)	23.0 (23.0)		4 (5)	0 (0)	0 (0)	4.0 (5.0)	
サービス業	196.5 (179.0)	17 (20)	4 (4)	45 (39)	5 (7)	5 (2)	88.0 (87.5)		1 (0)	0 (0)	49 (33)	10 (11)	0 (0)	56.0 (38.5)		39 (41)	13 (10)	1 (4)	52.5 (53.0)	

注　1(1)②の表と同じ

(4) 民間企業における雇用状況の推移

（各年6月1日現在）

年		対象企業数	障害者の数(人)	対前年増減	実雇用率(%)	対前年増減	法定雇用率達成企業の割合(%)	対前年増減	法定雇用率
昭和	55 年	153	540		1.83	0.11	60.8	△ 2.4	
	56	164	569	29	1.81	△ 0.02	61.0	0.2	
	57	185	611	42	1.83	0.02	60.0	△ 1.0	
	58	183	583	△ 28	1.79	△ 0.04	59.6	△ 0.4	1.5%
	59	196	578	△ 5	1.73	△ 0.06	59.7	0.1	(67人)
	60	200	580	2	1.72	△ 0.01	55.5	△ 4.2	
	61	195	589	9	1.75	0.03	54.9	△ 0.6	
	62	186	571	△ 18	1.71	△ 0.04	55.9	1.0	
	63	198	643	72	1.86	0.15	54.5	△ 1.4	
			(588)	(17)	(1.70)	(△0.01)			
平成	元 年	206	677	34	1.88	0.02	51.9	△ 2.6	
	2	217	721	44	1.89	0.01	56.7	4.8	
	3	239	767	46	1.88	△ 0.01	51.5	△ 5.2	
	4	252	774	7	1.80	△ 0.08	49.6	△ 1.9	1.6%
	5	264	827	53	1.83	0.03	53.0	3.4	(63人)
	6	273	823	△ 4	1.77	△ 0.06	54.6	1.6	
	7	281	836	13	1.76	△ 0.01	54.4	△ 0.2	
	8	288	836	0	1.76	0.00	55.0	0.6	
	9	281	798	△ 38	1.66	△ 0.10	51.6	△ 3.4	
	10	288	818	20	1.75	0.09	52.8	1.2	
	11	306	805	△ 13	1.70	△ 0.05	48.0	△ 4.8	
	12	290	760	△ 45	1.61	△ 0.09	50.0	2.0	
	13	268	724	△ 36	1.63	0.02	46.6	△ 3.4	
	14	289	677	△ 47	1.46	△ 0.17	40.1	△ 6.5	1.8%
	15	281	682	5	1.50	0.04	45.6	5.5	(56人)
	16	304	702	20	1.43	△ 0.07	43.7	△ 1.9	
	17	308	708	6	1.41	△ 0.02	44.5	0.8	
	18	328	738	30	1.33	△ 0.08	44.2	△ 0.3	
			(731)	(23)	(1.32)	(△0.01)			
	19	333	839	101	1.49	0.16	45.3	1.1	
	20	341	890.5	51.5	1.53	0.04	47.2	1.9	
	21	343	936.5	46.0	1.61	0.08	52.8	5.6	
	22	328	981.0	44.5	1.67	0.06	57.0	4.2	
	23	355	1,079.5	98.5	1.67	0.00	55.8	△1.2	
			(1,055.5)	(74.5)	(1.74)	(0.07)			
	24	348	1,106.5	27.0	1.68	0.01	57.8	2.0	
	25	403	1245.0	138.5	1.78	0.10	53.3	△4.5	2.0%
	26	405	1345.0	100.0	1.90	0.12	57.5	4.2	(50人)
	27	419	1488.5	143.5	2.04	0.14	64.2	6.7	
	28	422	1551.0	62.5	2.09	0.05	63.7	△0.5	
	29	430	1657.5	106.5	2.17	0.08	66.0	2.3	
	30	511	1806.5	149	2.20	0.03	60.3	△5.7	2.20%
			(1,760.0)	(102.5)	(2.21)	(0.04)			(45.5人)
令和	1	508	1877.0	70.5	2.26	0.06	60.8	0.5	
	2	520	1875.5	△1.5	2.22	△0.04	62.7	1.9	
	3	540	1948.0	72.5	2.26	0.04	60.2	△2.5	2.30%
	4	543	2041.0	93.0	2.34	0.08	61.3	1.1	(43.5人)
	5	538	2099.5	58.5	2.40	0.06	63.4	2.1	
	6	561	2141.5	42.0	2.42	0.02	57.6	△5.8	2.50%
			(2097.0)	(△2.5)	(2.42)	(0.02)			(40人)
	7	593	2235.5	94.0	2.40	△0.02	56.8	△0.8	2.50%

注１

障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

～昭和62年
- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）

昭和63年～平成４年
- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
- 知的障害者

平成５年～平成17年
- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
- 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年
- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
- 精神障害者、
- 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者
  （精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）

平成23年
- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
- 精神障害者、
- 重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である
- 短時間労働者（重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）※

※　平成30年から令和４年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者についてのみ、１人分とカウントしていた。

①報告年の３年前の年に属する６月２日以降に採用された者であること

②報告年の３年前の年に属する６月２日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

令和５年以降は、精神障害者である短時間労働者については、1人分とカウントしている。

令和６年以降
- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 精神障害者、
- 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者、
- 重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者（0.5カウント）
- 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である特定短時間労働者（0.5カウント）

注２

（　）内は、それぞれ改正前(前年度)の制度に基づいて計算した場合の数値である。

(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数								③障害者の数が0人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上9人以下	9.5人以上20人以下	20.5人以上50人以下	50.5人以上	
規模計	256 (100.0%)	177 (69.1%)	52 (20.3%)	14 (5.5%)	5 (2.0%)	7 (2.7%)	1 (0.4%)		－ －	151 (59.0%)
40.0人以上100人未満	154 (100.0%)	134 (87.0%)	20 (13.0%)	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	138 (89.6%)
100人以上300人未満	69 (100.0%)	34 (49.3%)	23 (33.3%)	9 (13.0%)	1 (1.4%)	2 (2.9%)	－ －	－ －	－ －	13 (18.8%)
300人以上500人未満	15 (100.0%)	7 (46.7%)	5 (33.3%)	2 (13.3%)	1 (6.7%)		－ －	－ －	－ －	0 (0.0%)
500人以上1，000人未満	10 (100.0%)	1 (10.0%)	3 (30.0%)	2 (20.0%)	1 (10.0%)	3 (30.0%)	－ －	－ －	－ －	0 (0.0%)
1，000人以上	8 (100.0%)	1 (12.5%)	1 (12.5%)	1 (12.5%)	2 (25.0%)	2 (25.0%)	1 (12.5%)		－ －	0 (0.0%)

注１　上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

※記載している割合の数値については四捨五入をしているため、合計が100％にならない場合がある。

２　②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

(6) 身体障害者の部位別雇用状況

① 概況

※実人数

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害者	音声・言語・そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
	人	人	人	人	人	人
民間企業	76	107	9	383	302	877
	(70)	(105)	(8)	(373)	(274)	(830)

注 「身体障害者計」欄には、種類別の身体障害者数について未記入の場合は含まれない。

② 企業規模別の雇用状況

※実人数

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害者	音声・言語・そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
	人	人	人	人	人	人
40.0～100人未満	20	15	2	70	78	185
	(18)	(16)	(2)	(67)	(58)	(161)
100～300人未満	32	33	4	136	93	298
	(30)	(35)	(3)	(129)	(92)	(289)
300～500人未満	4	7	1	40	31	83
	(4)	(9)	(1)	(44)	(26)	(84)
500～1000人未満	7	14	0	33	25	79
	(8)	(10)	(0)	(31)	(25)	(74)
1,000人以上	13	38	2	104	75	232
	(10)	(35)	(2)	(102)	(73)	(222)

注 1(6)①の表と同じ。

③ 産業別の雇用状況

※実人数

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害者	音声・言語・そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
	人	人	人	人	人	人
農、林、漁業	1	0	0	1	1	3
	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)	(2)
鉱業,採石業,砂利採取業	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
建設業	1	2	0	8	11	22
	(1)	(2)	(1)	(4)	(8)	(16)
製造業	13	32	5	121	80	251
	(11)	(36)	(3)	(118)	(74)	(242)
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
情報通信業	1	1	0	8	6	16
	(1)	(1)	(0)	(8)	(7)	(17)
運輸業,郵便業	0	2	1	13	20	36
	(0)	(0)	(1)	(17)	(13)	(31)
卸売業,小売業	2	5	0	25	26	58
	(2)	(5)	(0)	(25)	(27)	(59)
金融業,保険業	1	13	0	24	13	51
	(1)	(13)	(0)	(23)	(12)	(49)
不動産業,物品賃貸業	0	0	0	1	0	1
	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(1)
学術研究,専門・技術サービス業	3	2	1	6	8	20
	(2)	(2)	(1)	(6)	(8)	(19)
宿泊業,飲食サービス業	0	0	0	3	1	4
	(0)	(0)	(0)	(3)	(1)	(4)
生活関連サービス業,娯楽業	0	3	0	4	0	7
	(0)	(4)	(0)	(3)	(1)	(8)
教育,学習支援業	2	0	0	4	5	11
	(1)	(1)	(0)	(5)	(5)	(12)
医療,福祉	49	35	2	116	83	285
	(47)	(32)	(2)	(113)	(73)	(267)
複合サービス事業	3	1	0	14	18	36
	(2)	(1)	(0)	(11)	(17)	(31)
サービス業	0	11	0	35	30	76
	(1)	(8)	(0)	(36)	(27)	(72)

注 1(6)①の表と同じ。

詳細表

2 公的機関等における在職状況

(1)県の機関（法定雇用率2.8%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)	③ 障害者の数 A.重度身体障害者及び重度知的障害者 (注3)	B.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 (注3)	D.重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員 (注3)	E.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員 (注3)	F. 計 A×2+B+C+(D+E)×0.5 (注2)	G. うち新規雇用分 (注4)	④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
	機関	人	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
計	**4**	**5,134.5**	**31**	**17**	**62**	**10**	**2**	**147.0**	**10.5**	**2.86**	**3**	**75.0**
	(4)	(4,737.0)	(25)	(40)	(37)	(14)	(1)	(134.5)	(15.5)	(2.84)	(3)	(75.0)

〔2(1)①表の注〕
注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
2 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員」については、1人を1カウントとしている。
3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の職員である。
4 G欄の「うち新規雇用分」は令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
5 ( )内は令和6年6月1日現在の数値である。
6 この集計は、令和7年11月28日時点の集計結果に基づき作成した。

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数(注1)	②身体障害者の数 a.重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5 (注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	③知的障害者の数 a.重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5 (注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	④精神障害者の数 c.精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 精神障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 c+d+e×0.5 (注3)	g. うち新規雇用分(注5)
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
計	**147.0**	**31**	**5**	**26**	**8**	**1**	**97.5**	**5.5**	**0**	**0**	**3**	**2**	**0**	**4.0**	**1.0**	**33**	**12**	**1**	**45.5**	**4.0**
	(134.5)	(25)	(29)	(5)	(11)	(1)	(90.0)	(4.0)	(0)	(1)	(0)	(3)	(0)	(2.5)	(1.5)	(32)	(10)	(0)	(42.0)	(10.0)

〔2(1)②表の注〕
注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④f欄の計である。
2 ②③a欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、②③f欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
3 法令上、②③d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに②③④e欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
ただし、②③b欄及び④d欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については1人を1カウントとしている。
4 ②③のac欄及び④c欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員、②③のbd欄及び④d欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員、②③④のe欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の職員である。
5 ②③④g欄の「うち新規雇用分」は令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
6 ( )内は、令和6年6月1日現在の数値である。
7 この集計は、令和7年11月28日時点の集計結果に基づき作成した。

【参考】県の機関における障害部位別の雇用身体障害者数 ※実人数

県の機関	計	視覚障害		聴覚又は平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由					内部障害						
		視力障害	視野障害			上肢不自由	下肢不自由	体幹機能障害	上肢機能障害	移動機能障害	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	小腸機能障害	免疫機能障害	肝臓機能障害
	71	3	0	8	0	5	17	3	8	1	14	9	0	3	0	0	0

※「計」欄には、障害部位別の雇用身体障害者数について未記入の場合は含まれない。

(2) 市町村の機関（法定雇用率2.8%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)	③ 障害者の数 A.重度身体障害者及び重度知的障害者 (注3)	B.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員(注3)	C．重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 (注3)	D.重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員(注3)	E.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員 (注3)	F．計 A×2＋B＋C＋(D+E)×0.5 (注2)	G．うち新規雇用分 (注4)	④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
計	機関 **33** (31)	人 **10,723.5** (10,027.0)	人 **59** (58)	人 **8** (7)	人 **130** (131)	人 **7** (6)	人 **0** (0)	人 **259.5** (257.0)	人 **29.5** (36.5)	% **2.42** (2.56)	機関 **18** (21)	% **54.5** (67.7)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数 a.重度身体障害者 (注4)	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の身体障害者 (注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 a×2＋b＋c＋(d＋e)×0.5 (注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	③知的障害者の数 a.重度知的障害者 (注4)	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の知的障害者 (注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 a×2＋b＋c＋(d＋e)×0.5 (注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	④精神障害者の数 c.精神障害者 (注4)	d. 精神障害者である短時間勤務職員 (注4)	e. 精神障害者である特定短時間勤務職員 (注4)	f. 計 c＋d＋e×0.5 (注3)	g. うち新規雇用分(注5)
計	人 **259.5** (257.0)	人 **58** (57)	人 **4** (5)	人 **68** (72)	人 **5** (4)	人 **0** (0)	人 **190.5** (193.0)	人 **17.5** (23.0)	人 **1** (1)	人 **0** (0)	人 **14** (13)	人 **2** (2)	人 **0** (0)	人 **17.0** (16.0)	人 **3.0** (4.5)	人 **48** (46)	人 **4** (2)	人 **0** (0)	人 **52.0** (48.0)	人 **9.0** (9.0)

注 2(1)②の表と同じ

【参考】市町村の機関における障害部位別の雇用身体障害者数　　※実人数

市町村の機関	計	視覚障害		聴覚又は平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由					内部障害						
		視力障害	視野障害			上肢不自由	下肢不自由	体幹機能障害	上肢機能障害	移動機能障害	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	小腸機能障害	免疫機能障害	肝臓機能障害
	135	1	3	16	1	8	34	3	17	6	28	12	0	5	0	0	1

※「計」欄には、障害部位別の雇用身体障害者数について未記入の場合は含まれない。

(3) 県等の教育委員会（法定雇用率2.7%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)	③ 障害者の数 A.重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D.重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員(注3)	E.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員(注3)	F. 計 A×2+B+C+(D+E)×0.5(注2)	G. うち新規雇用分（注4）	④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
計	機関 **2** (2)	人 **6,806.0** (5,741.0)	人 **36** (36)	人 **24** (27)	人 **49** (34)	人 **28** (35)	人 **0** (0)	人 **159.0** (150.5)	人 **23.0** (30.5)	% **2.34** (2.62)	機関 **0** (0)	% **0.0** (0.0)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数(注1)	②身体障害者の数 a.重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5(注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	③知的障害者の数 a.重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5(注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	④精神障害者の数 c.精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間勤務職員(注4)	e. **精神障害者である特定短時間勤務職員(注4)**	f. 計 c+d+e×0.5(注3)	g. うち新規雇用分(注5)
計	人 **159.0** (150.5)	人 **36** (36)	人 **5** (7)	人 **26** (25)	人 **8** (10)	人 **0** (0)	人 **107.0** (109.0)	人 **10.0** (13.0)	人 **0** (0)	人 **1** (1)	人 **8** (1)	人 **20** (25)	人 **0** (0)	人 **19.0** (14.5)	人 **3.0** (6.5)	人 **15** (8)	人 **18** (19)	人 **0** (0)	人 **33.0** (27.0)	人 **10.0** (11.0)

注 2(1)②の表と同じ

【参考】県等の教育委員会における障害部位別の雇用身体障害者数　　※実人数

県等の教育委員会の機関	計	視覚障害		聴覚又は平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由					内部障害						
		視力障害	視野障害			上肢不自由	下肢不自由	体幹機能障害	上肢機能障害	移動機能障害	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	小腸機能障害	免疫機能障害	肝臓機能障害
	75	8	3	11	0	7	14	2	5	2	10	9	1	2	1	0	0

※「計」欄には、障害部位別の雇用身体障害者数について未記入の場合は含まれない。

(4)独立行政法人(法定雇用率2．8%)

① 概況

区分	① 法人数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数 A.重度身体障害者及び重度知的障害者 (注3)	B.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者(注3)	C．重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 (注3)	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(注3)	E.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者(注3)	F．計 A×2＋B＋C＋(D+E)×0.5 (注2)	G.うち新規雇用分 (注4)	④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成法人の数	⑥ 法定雇用率達成法人の割合
計	3 (3)	3,390.5 (2,985.0)	16 (17)	1 (39)	61 (15)	2 (3)	0 (1)	95.0 (90.0)	14.0 (9.5)	2.80 (3.02)	2 (2)	66.7 (66.7)

〔2(4)①表の注〕
注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
2 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については、1人を1カウントとしている。
3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。
4 G欄の「うち新規雇用分」は令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
5 ( )内は令和6年6月1日現在の数値である
6 この集計は、令和7年11月28日時点の集計結果に基づき作成した。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数 a.重度身体障害者 (注4)	b. 重度身体障害者である短時間労働者 (注4)	c. 重度以外の身体障害者 (注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者 (注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2＋b＋c＋(d＋e)×0.5 (注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	③知的障害者の数 a.重度知的障害者 (注4)	b. 重度知的障害者である短時間労働者 (注4)	c. 重度以外の知的障害者 (注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者 (注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間労働者 (注4)	f. 計 a×2＋b＋c＋(d＋e)×0.5 (注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	④精神障害者の数 c.精神障害者 (注4)	d. 精神障害者である短時間労働者(注4)	e. 精神障害者である特定短時間労働者 (注4)	f. 計 c＋d＋e×0.5 (注3)	g. うち新規雇用分 (注5)
計	95.0 (90.0)	14 (15)	0 (8)	8 (0)	2 (3)	0 (0)	37.0 (39.5)	4.0 (2.0)	2 (2)	0 (30)	32 (0)	0 (0)	0 (0)	36.0 (34.0)	2.0 (1.0)	21 (15)	1 (1)	0 (1)	22.0 (16.5)	8.0 (6.5)

〔2(4)②表の注〕
注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④f欄の計である。
2 ②③a欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、②③f欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
3 法令上、②③d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに②③④e欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。 ただし、②③b欄及び④d欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントとしている。
4 ②③のac欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、②③のbd欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、②③④のe欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。
5 ②③④g欄の「うち新規雇用分」は令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
6 ( )内は令和6年6月1日現在の数値である。
7 この集計は、令和7年11月28日時点の集計結果に基づき作成した。

【参考】独立行政法人等における障害部位別の雇用身体障害者数 **※実人数**

独立行政法人等	計	視覚障害	聴覚又は平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害
	24	0	2	0	9	13

※「計」欄には、障害部位別の雇用身体障害者数について未記入の場合は含まれない。

※ 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号及び第10号までの法人を指す。

3 公的機関等の各機関の状況

(1) 県の機関の状況

県知事部局の状況（法定雇用率２．８％）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合　　計	3,685.5	114.0	3.09	0.0	
徳島県	3,685.5	114.0	3.09	0.0	

その他の県の機関の状況（法定雇用率２．８％）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合　　計	1,449.0	33.0	2.28	9.0	
徳島県企業局	127.5	4.0	3.14	0.0	
徳島県病院局	928.0	16.0	1.72	9.0	
徳島県警察本部	393.5	13.0	3.30	0.0	

注 1　①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2　②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。

3　④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4　この集計は、令和7年11月28日時点の集計結果に基づき作成した。

（２）市町村の機関の状況（法定雇用率２．８％）

	①　法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合　　計	10,723.5	259.5	2.42	42.5	
徳島市	1,971.5	55.5	2.82	0.0	
上下水道局	216.0	3.0	1.39	3.0	
病院局	416.0	11.5	2.76	0.0	
鳴門市	734.0	17.0	2.32	3.0	注4 注5
小松島市	580.5	12.0	2.07	4.0	注4
阿南市	1,309.5	38.0	2.90	0.0	注4
吉野川市	567.5	13.5	2.38	1.5	注4
阿波市	570.0	14.0	2.46	1.0	注4
美馬市	509.5	6.0	1.18	8.0	注4
三好市	380.0	7.0	1.84	3.0	
勝浦町	139.5	5.0	3.58	0.0	
上勝町	65.0	2.0	3.08	0.0	
佐那河内村	93.0	3.0	3.23	0.0	注4
石井町	243.5	2.0	0.82	4.0	
神山町	83.0	2.0	2.41	0.0	
那賀町	327.5	5.0	1.53	4.0	
牟岐町	86.5	1.0	1.16	1.0	
美波町	294.0	4.0	1.36	4.0	注4
海陽町	170.5	5.5	3.23	0.0	
松茂町	151.0	5.0	3.31	0.0	
北島町	195.0	5.0	2.56	0.0	
藍住町	216.0	7.5	3.47	0.0	
板野町	229.5	5.0	2.18	1.0	注4
上板町	153.5	5.0	3.26	0.0	
つるぎ町	370.0	7.0	1.89	3.0	注4
東みよし町	170.5	5.0	2.93	0.0	
石井町教委	91.5	3.0	3.28	0.0	
那賀町教委	37.0	0.0	0.00	1.0	
海陽町教委	64.0	2.0	3.13	0.0	
松茂町教委	70.0	2.0	2.86	0.0	
北島町教委	58.0	1.0	1.72	0.0	
藍住町教委	120.0	5.0	4.17	0.0	
上板町教委	40.5	0.0	0.00	1.0	

注 1　①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2　②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。

3　④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4　注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

5　鳴門市においては、12月1日時点において、障害者の数20.0人、実雇用率2.69%、不足数0.0人となっている。

6　この集計は、令和7年11月28日時点の集計結果に基づき作成した。

(3) 県等の教育委員会の状況

県教育委員会の状況（法定雇用率２．７%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合　　計	6,237.0	147.0	2.36	21.0	
徳島県教育委員会	6,237.0	147.0	2.36	21.0	

市町村教育委員会の状況（法定雇用率２．７%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合　　計	569.0	12.0	2.11	3.0	
徳島市教育委員会	569.0	12.0	2.11	3.0	

注 1　①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2　②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。

3　④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4　この集計は、令和7年11月28日時点の集計結果に基づき作成した。

(4) 独立行政法人の状況

法定雇用率２．８％

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合　　計	3,390.5	95.0	2.80	3.0	
国立大学法人 徳島大学	2,644.0	78.0	2.95	0.0	1機関
国立大学法人 鳴門教育大学	287.5	8.0	2.78	0.0	1機関
地方独立行政法人 徳島県鳴門病院	459.0	9.0	1.96	3.0	1機関　注4

注 1　①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

2　各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。

3　④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4　地方独立行政法人徳島県鳴門病院においては、12月1日時点において、障害者の数12.5人、実雇用率2.74%、不足数0.0人となっている。

5　この集計は、令和7年11月28日時点の集計結果に基づき作成した。